

2 2 財 財 第 1 6 1 8 号

平成 2 2 年 1 0 月 1 3 日

局 (区) 長

教 育 長

行政委員会事務局長 様

議 会 事 務 局 長

会 計 管 理 者

副 市 長

平成 2 3 年度予算編成方針について (依命通達)

1 市財政の現状と平成 2 3 年度の財政見通し

本市は、政令指定都市移行を契機として、都市基盤の整備に積極的
に取り組み、その財源として市債を発行してきたことから市債残高は
急増し、これに伴い、公債費が高どまりで推移しており、予算の効率
的な配分を阻害している。

平成 2 1 年度決算では、景気低迷の影響から、市税収入が大幅な減
収となり、国民健康保険事業特別会計への繰出しを一部取りやめるこ
となどにより赤字は回避したものの、連結実質赤字比率が初めて発生
するとともに、実質公債費比率と将来負担比率が、政令指定都市でワ

ースト1位となったほか、経常収支比率も99%を超えるなど、財政の硬直化は極めて深刻であり、財政健全化プランや公債費負担適正化計画に基づき、自主財源の確保や将来負担の抑制に的確に取り組む必要がある。

平成23年度の本市の財政見通しは、歳入では、自主財源の根幹をなす市税が、景気の持ち直しにより若干の改善が見込まれるものの、依存財源では、国庫補助負担金については、国の予算編成の動向を見極める必要があるほか、市債については、健全化判断比率等の見通しを踏まえ、可能な限り抑制を図る必要がある。

一方、歳出では、生活保護費等の扶助費など義務的経費や特別会計への繰出金の増加が見込まれ、さらには、医療や子育ての分野などにおける新たな財政需要が見込まれている。

このような歳入歳出の見通しから、平成23年度も、大幅な収支不足が見込まれているが、早期健全化団体に転落することを避けるためには、従来のように市債の活用や市債管理基金からの借入などに過度に依存することができず、極めて厳しい財政状況となっている。

2 予算編成における基本的な方針

本市財政は危機的な状況に直面しており、この財政危機を乗り越えるため昨年「脱・財政危機」宣言を発したところであり、新年度予算編成で見込まれる約135億円の収支不足を解消するためには、財政健全化プランの取組項目を着実に推進するとともに、新たな歳入の掘り起こしを行い、

将来の活力のため、市民が真に必要とする分野に財源を重点的に配分する必要がある。

このため、平成23年度予算は、以下の項目を基本的な方針として編成する。

(1) 財政健全化・行政改革に向けた取り組みの推進

財政健全化プラン及び行政改革推進プランの2年次目として、推進項目への取り組みを着実に推進し、改善策については、的確に予算に反映させる。

特に、既存の事務事業については、聖域なく、既成概念にとらわれなない大胆な事業の整理・合理化など、事務事業評価も参考にしながら、さらに徹底した見直しを図る。

(2) マニフェストに関する取組み事業の推進及びアクションプランへの的確な対応

真に市民が必要とする分野に集中的に配分する観点から、事業費の精査を行った上で、事業の推進を図る。

(3) 未来を見据えた地域活力推進に向けた事業への投資

地域の活性化に資する雇用対策や中小企業支援などの事業、あるいは、将来への投資として優先的に推進すべき医療の充実や子育て支援、教育、介護などの事業については、予算要求の特別枠を設け重点的に

予算を配分する。

(4) 予算要求基準

ア 経常的経費

裁量的経費、あるいは削減余地のある固定的経費等については、別途通知した見積限度額以内で見積もること。

イ 臨時的経費

アクションプラン事業にあつては、平成23年度計画額の範囲内とする。

別途指定する未来を見据えた地域活力推進に向けた事業については、地域活力推進特別枠として見積もること。

3 国の予算と地方財政

国における予算編成は、本市の予算編成にも多大な影響を及ぼすことから、今後明らかになる国の平成23年度予算編成の内容や地方財政に対する考え方を踏まえ、適切に対応する必要がある。

今後とも、政府における政策の大幅な変更など情報収集に努め、状況の変化に柔軟に対応できるよう留意すること。